

串間市の健全化判断比率等を公表します。

平成27年度の決算に基づき、串間市の健全化判断比率等を算定しましたのでお知らせします。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定によって、次の5つの比率を公表します。

(1) 実質赤字比率
一般会計（普通会計を構成する会計）などの実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示します。

(2) 連結実質赤字比率
全会計の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示します。

(3) 実質公債費比率
一般会計などの実質的な借入金の返済額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示します。

(4) 将来負担比率
一般会計などが抱える実質的な負債の残高が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示します。

数値が大きいほど将来の財政を圧迫する可能性が高いことを示します。

健全化判断比率

比率の名称	27年度	参考(26年度)	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	14.09%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	19.09%	30.00%
実質公債費比率	5.4%	6.7%	25.0%	35.0%
将来負担比率	24.3%	23.2%	350.0%	

※「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」の「—」は、実質赤字額および連結実質赤字額がないことを示しています。

資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率		経営健全化基準
	27年度	26年度	
串間市水道事業会計	—	—	20.0%
串間市民病院事業会計	—	—	20.0%
串間市簡易水道特別会計	—	—	20.0%
串間市農業集落排水事業特別会計	—	—	20.0%
串間市公共下水道事業特別会計	—	—	20.0%
串間市漁業集落排水事業特別会計	—	—	20.0%

※各会計の資金不足比率の「—」は、資金不足額がないことを示しています。

※(1)から(4)までの比率を「健全化判断比率」と言います。

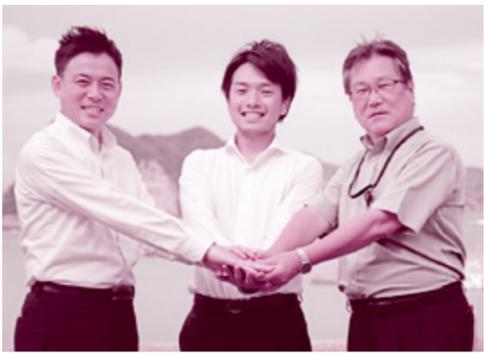
(5) 資金不足比率
各公営企業の資金不足額が、事業の規模に対してどのくらいの割合になるのかを示します。

数値が大きいほど、その会計における財政運営が深刻化していることを示します。

健全化判断比率のうち、一つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を策定する必要があります。また、地方公共団体の財政が早期健全化の状態よりもさらに悪化し、健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが、財政再生基準以上となった場合は、財政再生計画を策定する必要があります。平成27年度の決算に基づき算定された串間市の健全化判断比率および資金不足比率は、上表のとおりですが、今後もさらなる健全化に努めます。

問い合わせ先 財務課財政係 内線 323・324

日南市と共同で 観光法人を設立へ



9月28日、日南・串間ならではの魅力による来訪客数、宿泊者数、観光消費額向上を目指すための組織「日南・串間版DMO」を創設する合同記者会見を夫婦浦漁港特設会場で行いました。

DMOとは地域の観光振興の舵取り役となり、戦略の検討や事業の推進を行う行政から自立した観光専門組織のことで、立ち上げに伴い地域振興・観光市場への実績を豊富に持つアンビ

ユー社と、地元における連携役を担うブリング社をパートナーに迎えます。

記者会見では、佐藤副市長と崎田恭平日南市長、アンビユー社の山野智久代表取締役社長がそれぞれの現状や抱負を語り、「過去になかった観光商品を生み出すために、4者でしっかりと連携して取り組んでいきたい」と意気込みを述べました。

10月上旬には、観光関連の団体を集めてDMO設立に向けた協議会が開かれました。17年度には観光庁に登録申請することを目指します。

※DMO…「Destination Marketing/Management Organization」の略。欧米発祥の組織で、観光地の市場調査や商品開発、広報活動を行う。国内では観光庁が昨年11月に制度を創設し、運営資金などの要件を満たせば法人の登録が認められ、交付金の支給対象になる。

問い合わせ先

商工観光スポーツランド推進課 内線 266

木造住宅耐震化リフォーム推進事業費補助金のお知らせ

都市建設課建築住宅係 問い合わせ先 内線 414・415

対象住宅 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅 申請者 対象住宅の所有者または居住者

今回の熊本地震では、古い家屋の倒壊により、多くの尊い人命が失われました。本市ではこれまでも、耐震診断などの補助制度を実施していますが、耐震改修工事にこれまで以上に取り組みやすくなるよう、制度を拡充しました。ぜひこの機会に、地震から自分の命を守るためにも、木造住宅の耐震化を進めてください。

ご希望の方にアドバイザー派遣
自己負担なし ※費用の全額を補助
住宅の耐震化に関して、無料で木造住宅耐震診断士に相談することができます。

ステップ1 耐震診断
診断費用の全額(最大6万円)補助
木造住宅耐震診断士が、現況図面や現地調査、所有者への聞き取りを基に住宅の耐震性を判定します。

ステップ2 耐震改修設計
設計費用の2/3(最大10万円)補助
木造住宅耐震診断士が補強設計を行い、改修工事の図面を作成します。工事の内容、費用などを具体的に把握できます。

ステップ3 耐震改修工事
工事費用の1/2(最大75万円)補助
耐震改修設計に基づく改修工事により、住宅を地震の揺れに対して強くするものです。

担当者から一言
都市建設課 建築住宅係 建築技師 奥立 幸二
熊本地震において建築物の応急危険度判定で被災地に派遣されました。数多くの建物が損傷、倒壊していました。やはり築年数の古い旧耐震基準の建物の被害が多く見受けられた印象でした。生命や財産を守るためにも、この制度を広く活用していただきたいと思ひます。



熊本地震被災状況

さらにステップ3+ プラス 段階的耐震改修工事
工事費用の1/2(最大45万円)補助
一定の基準を満たすことを条件として、部分的・簡易的に工事を行うことができます。